

第15回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成22年6月2日（水）午後3時～午後5時

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

石津隆生，柏原清純，坂下宗生，佐藤元宣，下田文男，関根澄子，
肥後正徳，藤井紀子，山城 滋，吉岡恭子，渡邊由香里（五十音順，敬称略）

[説明者]

藤本事務局長，明比家事首席書記官，永井少年首席書記官，
山口主任家庭裁判所調査官，片平主任書記官

[事務担当者]

今田総務課長，田中総務課課長補佐，池田庶務係長

第4 議事

1 開会宣言（総務課長）

2 委員異動報告

(1) 平成21年12月21日付け新任

藤井紀子

(2) 平成22年4月9日付け新任

関根澄子，渡邊由香里

(3) 平成22年5月17日付け新任

石津隆生

(4) 平成22年5月21日付け新任

安部秀法

3 新任委員あいさつ，自己紹介

4 議事

(1) 第14回家裁委員会での検討事項について

[委員長]

- ・ 前回の委員会において検討事項となっていた「犯罪被害者等に送付する書面の表現」について報告する。この点については、開催通知に同封した「被害者に対して送付する書面の表現方法について」と題する連絡メモに記載してあるとおりである。4月1日以降、「加害少年」、「加害者である少年」という表現については、単に「少年」と改めた様式を使用している。

[委員]

- ・ 了解した。

(2) 広島弁護士会及び地方裁判所・家庭裁判所委員会バックアップ委員会からの要望について

[委員長]

- ・ 1月13日付けで広島弁護士会及び地方裁判所・家庭裁判所委員会バックアップ委員会から、当委員会にあてて、当委員会の会議の傍聴を希望する旨の要望書が提出されている。家庭裁判所委員会規則に基づき、当該要望を当委員会に諮りたい。

[委員]

- ・ 弁護士会では、地裁委員会及び家裁委員会を実のあるものにしていくために、バックアップ委員会を立ち上げている。地裁委員会及び家裁委員会を盛り立てるためには、中身を知っておく必要があることから、バックアップ委員会委員の傍聴を認められたい。
- ・ 本日の議事のテーマである「成年後見制度」については、本人の診断及び鑑定において医師が関与している。当委員会の傍聴を希望する医師会会員がいるかも知れない。傍聴を認めるのであれば、そもそも当委員会の存在すら知らない人も多いことを前提に、誰にも公平に傍聴の機会が与えられるよう周知した

上で傍聴を認めるべきだと思う。

- ・ 委員会を公開すれば、裁判所としても市民の意見を広く取り入れることができるのではないか。
- ・ 特定の方が集団で傍聴すれば、静かな雰囲気の中で議論することの妨げになることもあるので、この点は注意しなければならない。
- ・ 原則公開でいいと思う。
- ・ 会議の内容によっては非公開とすべきものもある。100パーセント公開すればよいというものではない。
- ・ 公開には基本的には賛成である。委員会の存在そのもの、委員会の趣旨も踏まえてホームページを詳細なものにすべきではないか。
- ・ 例えば、法律の専門家が多数傍聴すれば、法律の専門家ではない委員はプレッシャーを感じ、発言しづらくなる。この点の配慮がされるのであれば、公開されることに問題はない。
- ・ 専門家が傍聴しているからといって、ことさら難しく考える必要はない。自由に発言してもらって何ら差し支えないのではないか。むしろ、自分の言葉で自由に発言することが必要と考える。

[説明者]

- ・ 議事については、裁判所のホームページに掲載されている。

[委員長]

- ・ 傍聴は原則として差し支えないものとし、傍聴の申請などの具体的な手続については、事務局に一任いただきたい。傍聴人がいることにより、話しづらい等問題が生じた場合は、その時点で委員会に諮り傍聴は認めないなどの措置を講ずることは可能である。

(3) 「成年後見事件」について

説明者による概要説明

[委員長]

- ・ 成年後見制度は、判断能力が不十分な成年者を法律的に保護し、支えるための非常に良い制度であるが、後見人が本人の財産を横領することも可能な一面もある。家庭裁判所としては、こういった不正が起きることをどのように防ぐかが最大の課題である。弁護士等の専門家であれば、このような危険を比較的防ぐことができるが、費用（報酬）の面からも、増加している事件数からもすべての事件に専門家をつけるのは不可能である。そこで、専門家に後見人になってもらう事件とそうでない事件の振り分けが必要になってくる。

2番目の課題は、申立てから開始・選任審判までの期間をいかに短縮するかである。手続全体を見れば、申立人に制度に関する正しい認識をもっていたければ、結果的に迅速な開始・選任審判をすることにつながることから、手続説明の充実を図り、申立書の様式を工夫するなどしている。

また、受理の段階で判断能力鑑定の要否を事案ごとに見極めて峻別し、どうしても鑑定が必要とされる事案についてのみ鑑定を実施するという運用を行い、全体として審理に要する期間が少しでも短くなるよう工夫しているところである。

このような成年後見制度の課題について、率直な意見、感想をお聴かせいただきたい。

[委員]

- ・ 成年後見事件に関して診断、鑑定をした経験から言えば、本人の判断能力が、後見、保佐及び補助のどの区分に該当するのかを判断するのは非常に難しい。診断に当たり、同居の家族等から本人の生活状況を聴取し参考にすることがあるが、必ずしも本当のことを話してもらえないわけではない。普段の本人の生活状況を踏まえて判断するということになれば、主治医であっても正確な判断ができるものではない。
- ・ 成年後見は、本人の意に反しても後見人が財産を処分することを可能にするものであるから、ある意味で危ない制度である。最初から家族を後見人にしな

いで1年ないし2年の一定期間は専門家に後見人になってもらい、その後身内の中から後見人を選任するということも考えられる。

- ・ 第三者を後見人に選任する事件の数は増加しているが、専門家の数には限りがあり、すべての事件に専門家を選任できないのが実情である。
- ・ 専門職に対する期待はよく感じる。弁護士会としても社会福祉協議会や司法書士会と連携し、意見交換を行っているところである。実際に、成年後見制度を利用したいのだが、後見人になる適当な人がいないと言った相談を持ち掛けられることがあるが、専門職の数には限りがある。その一方で、ドイツの成年後見事件数は日本に比して1桁多いことからすれば、日本でもさらに後見制度の普及を図り、活用する必要がある。一般市民に後見人になってもらう方法として、NPO法人を立ち上げる方法も模索されている。専門家と一般市民から選ばれた後見人が一緒に本人を援助していくことも可能性の一つとして捉えることができる。
- ・ リーガルサポートなどでは、損害保険に加入しており、専門家が不正行為をしたとしても保険で補填される。NPO法人についても、保険契約を締結してもらい、後見人が不正を行った場合、損害に対し保険金が支払われるということであれば、広く後見人の候補者を求めることが可能である。
- ・ 親族の中から後見人が選ばれた場合、後に後見人と他の親族との間で紛争が生ずることがある。親族間の紛争はこじれると大変であり、人間関係の調整役としてNPO法人を制度上取り入れていくとよい。
- ・ 親族間の紛争性を見立てには受理段階から力を注いでいる。例えば推定相続人の同意の有無である。申立人には、申立ての内容や必要性を説明した上で推定相続人全員から同意書を取り付け、申立て書類とともに提出するよう促している。合理的な理由がないのに同意書が提出されない場合、紛争性が高い見立て、第三者後見人を選任する場合がある。この他、親族の意向、財産がどの程度あるのか、後見人が本人と同居しているのか等も第三者後見人を選任するか

どうかを判断する重要な要素となる。

- ・ 第三者後見人の一番の問題は給源である。県内には、弁護士や司法書士のあまりいない地域もあり、後見人の選任に苦慮している。
- ・ 後見監督がきちんとできていれば、横領を抑止することができることから、後見監督についても、どのように対応するか検討しているところである。後見人に対しては、1年後に財産目録及び収支状況報告書を提出してもらう旨と、横領が発覚すれば裁判所が調査して刑事告発することになる旨を、予め明確に伝えている。また、後見人が適正な財産管理を行えるようにするための講習会を開催している。
- ・ 診断書のサンプル書式を変更する予定はないのか。成年後見制度においては、鑑定をするかどうかの仕分けをするための診断書が必要であり、本人の判断能力を正確に把握できる様式にすべきではないか。
- ・ 本人の判断能力が、後見、保佐又は補助のどの申立区分に該当するのかを医学的見地から判定する必要があるれば鑑定を行うことになる。
- ・ 市町村による申立ての制度は導入されたが、予算や人的態勢の問題もあるため、市町村による申立ては進んでいない。

[委員長]

- ・ 成年後見制度に関しては、弁護士会、司法書士会、社会福祉会等に協力してもらっているが、まだまだ完璧なものにはなっていないのが現状である。今後、成年後見制度に対する御理解と御協力をお願いしたい。

(4) 次回の予定等

ア テーマ

[委員長]

- ・ 少年係の家庭裁判所調査官の行っている「保護的措置」をテーマとする。
なお、少年事件の被害者傍聴について、次回の委員会開催日までに実例があれば紹介したい。

イ 期日等

[委員長]

平成22年12月1日(水)午後3時

以上